



佐賀県公報

平成19年
8月29日
(水曜日)
第 12949号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

●佐賀県告示第四百六十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十九年八月二十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類		名 称		所 在 地		変更年月日
介護予防訪問介護	真心の園ホームヘル	新	パーステーション	鳥栖市平田町字東前三一〇	六番地八	
訪問入浴介護	真心の園訪問入浴サ	旧	真心の園ホームヘル	鳥栖市平田町字東前三一〇	六番地八	平成一九・四・一
新	バ	旧	バ	鳥栖市平田町字東前三一〇	六番地二三	平成一九・四・一
真心の園訪問入浴	バ	バ	バ	鳥栖市平田町字東前三一〇	六番地二三	平成一九・四・一

●佐賀県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年八月二十九日

佐賀県知事 古川 康

名 称		所 在 地		廃止年月日
有限会社やすみせ薬局	伊万里市山代町立岩四一二番地四	新	バ	
		古	川	康

●佐賀県告示第四百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出が

サービスの種類		名 称	所 在 地	変更年月日
旧	新			
鳥栖市中央老人デイ	鳥栖市中央デイサー	鳥栖市本町三丁目一四九四	鳥栖市本町三丁目一四九四	平成一九・四・一
サービスセンター	サービスセンター	番地一〇	番地一〇	平成一九・四・一

あつた。

平成十九年八月二十九日

佐賀県農林水産商工本部商工課

カードの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
介護予防訪問介護	新 ルペーストーハン	島栖市中央一丁目 島栖市本町二丁目 島栖一〇 ルペー	平成十九・四・一

○ ◇ も

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、島栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保特に係る意見の概要是次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年8月29日

佐賀県知事 古川 康

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、伊万里市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保特に係る意見の概要是次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年8月29日

佐賀県知事 古川 康

報公県賀佐
平成19年8月29日（水）

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー ドラッグ コスモス 烏栖今泉店
烏栖市今泉町2256-1外
- 2 届出の内容
大規模小売店舗の新設
- 3 意見の概要
 - (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
 - ア 市町名
鳥栖市

- イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし
- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし

- 4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

- (2) 縦覧期間
平成19年8月29日から

平成19年9月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、島栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保特に係る意見の概要是次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。
--

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年8月29日から

平成19年9月28日まで

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年8月29日から

平成19年9月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年8月29日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐賀店

佐賀市駅前中央一丁目4番16号

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月二十九日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷